

鹿屋労働基準監督署発表
令和 7 年 9 月 18 日（木）

令和 7 年 9 月 18 日

【照会先】

鹿屋労働基準監督署

署 長 上村 一高

○監督課長 横峯 健二郎

（電 話）0994-43-3385

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～無資格者がフォークリフトの運転業務と用途外使用を行った疑い～

鹿屋労働基準監督署（署長 上村 一高）は、本日、個人事業主を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁鹿屋支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 7 年 2 月 27 日、肝属郡肝付町の私有地から個人事業主が経営する製材所まで、フォークリフトでつり上げた木の束を運搬する際、

- 1 法令の定めるフォークリフトの運転資格がないのに、最大荷重 2.3 トンのフォークリフトの運転業務を行った疑い。
- 2 法令の除外事由がないのに、フォークリフトを荷役作業以外の用途で使用した疑い。

1 被疑者

個人事業主

住所：肝属郡肝付町

事業内容：製材業及び木材加工業

2 違反条文

（1）無資格者の運転

労働安全衛生法違反

同法第 61 条第 2 項（就業制限）

同法施行令第 20 条第 11 号（就業制限に係る業務）

労働安全衛生規則第 41 条（就業制限についての資格）

同法第 120 条第 1 号（罰則）

(2) 用途外使用

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第 151 条の 14（主たる用途以外の使用の制限）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

3 災害の概要

令和 7 年 2 月 27 日、肝属郡肝付町の私有地から被疑者が経営する製材所まで、刈り取られた木の枝の束を運搬するため、最大荷重 2.3 トンのフォークリフトを無資格である被疑者が運転し、被災労働者 A にフォークリフトでつり上げた、フォークに巻き付けたスリングベルト（※）で束ねた木の枝を揺れないように手で押さえながらフォークリフトの左前方を歩かせていたところ、何らかの理由で被災労働者 A が転倒し、フォークリフトに右足をひかれ、その後死亡に至った労働災害が発生したものです。

※ベルト状の繊維でできた荷物のつり上げに使用する用具

4 被疑内容

(1) 無資格者の運転

労働安全衛生法では、最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転業務を行う場合、技能講習の修了者等の資格を有する者でなければ行ってはならないと定めていますが、災害発生当時、フォークリフトの運転業務資格を持たない被疑者が、最大荷重 2.3 トンのフォークリフトの運転業務を行った疑いがあるものです。

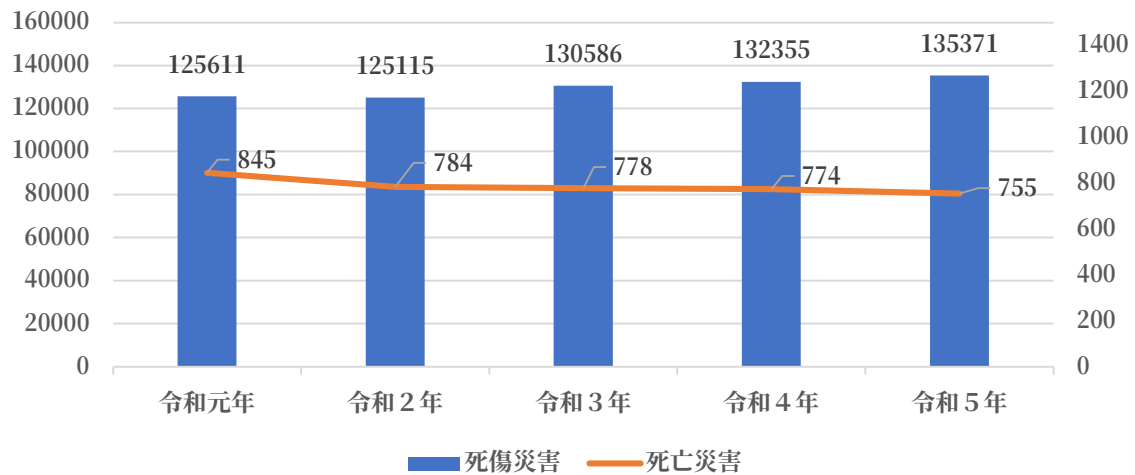
(2) 用途外使用

労働安全衛生法では、車両系荷役運搬機械であるフォークリフトを本来の用途である荷の積み込みや積み降ろしなどの荷役作業以外の用途に、法令の除外事由があるとき以外は使用してはならないと定めていますが、災害発生当時、被疑者は法令の除外事由がないのに、フォークリフトで荷をつり上げて運搬する業務を行った疑いがあるものです。

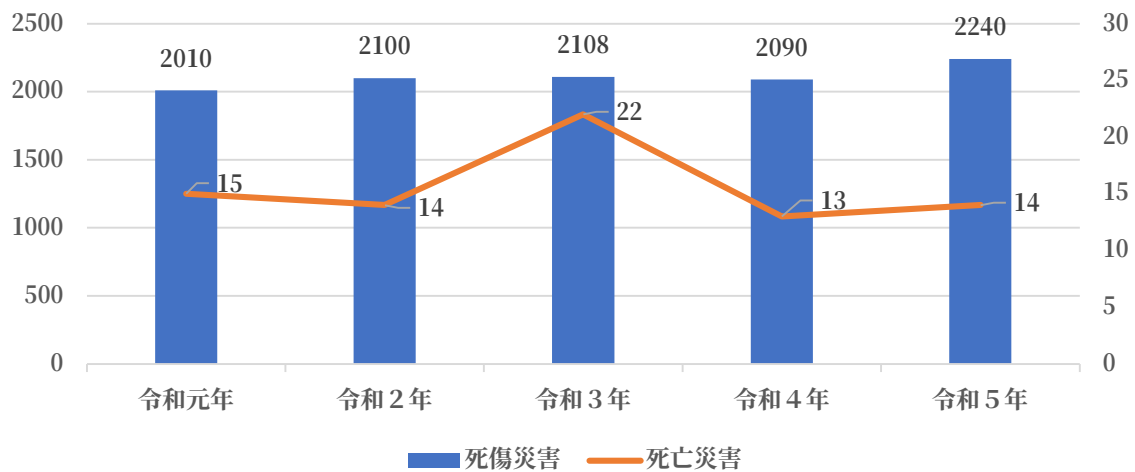
5 参考事項

労働発生状況

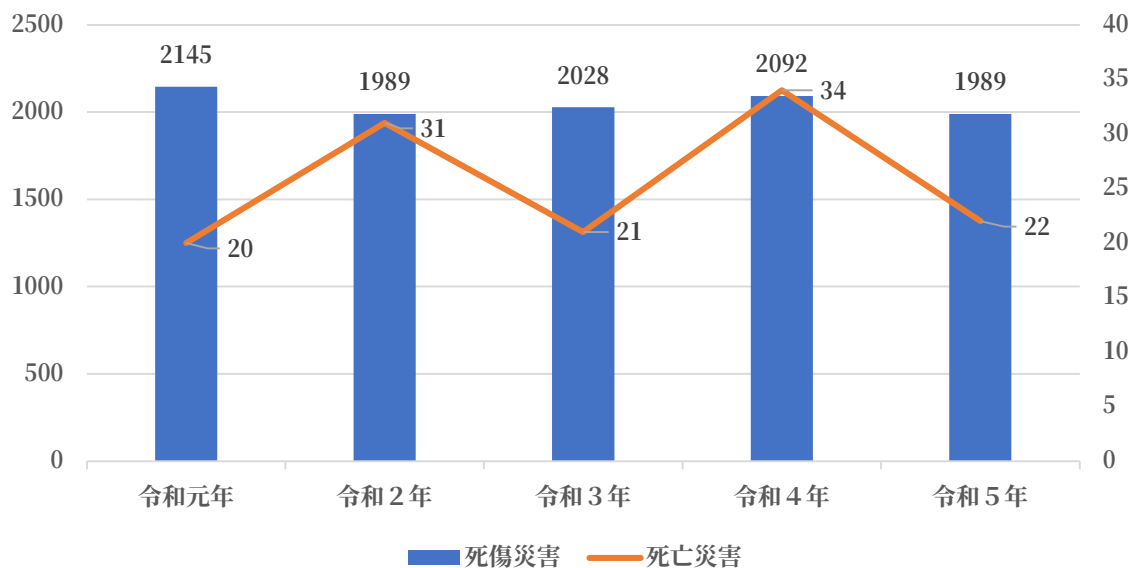
労働災害発生状況（全国）

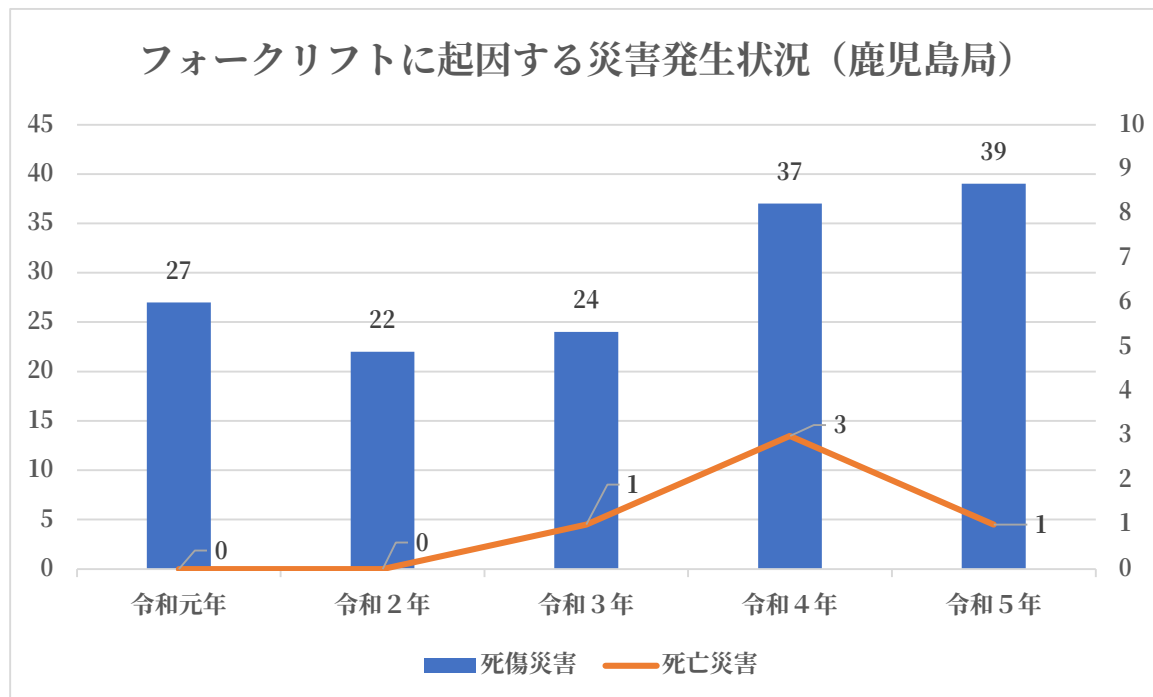


労働災害発生状況（鹿児島局）



フォークリフトに起因する災害発生状況（全国）





令和6年に鹿屋労働基準監督署管内において、無資格の労働者がフォークリフトを運転して後方に旋回させたところ、付近にいた他の労働者の足首等を後輪でひき、負傷させた事例も発生しています。

このように、フォークリフトに関連した労働災害は、死亡又は重篤な災害につながりやすいことから、鹿屋労働基準監督署では、作業方法の適正化や有資格者による作業などの徹底を図るべく、引き続き、工場や倉庫等の荷役作業が行われている現場への立入調査を行ってまいります。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
（第2号～第3号 略）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。

（第3項～第4項 略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以

下の罰金に処する。

- 一 （前略）第二十条から第二十五条まで、（中略）の規定に違反した者
（第2号～第4号 略）

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （前略）第六十一条第二項、（中略）の規定に違反した者
（第2号～第6号 略）

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

（第1号～第10号 略）

- 十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転の業務

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係 抜粋）

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十一号の業務	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者 三 その他厚生労働大臣が定める者

第五百十一条の十四 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。